

令和7年2月6日提出

令和7年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和 7 年 3 月市議会定例会議案参考資料目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 1 5 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 木更津市公設地方卸売市場条例の新旧対照表 木更津市環境保全条例の新旧対照表 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の新旧対照表 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例の新旧対照表	1
議 案 第 1 7 号	附属機関設置条例の新旧対照表	7
議 案 第 1 8 号	木更津市行政組織条例の新旧対照表	10
議 案 第 1 9 号	手数料条例の新旧対照表	13
議 案 第 2 0 号	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表	54
議 案 第 2 1 号	木更津市税条例の新旧対照表	56
議 案 第 2 2 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	59
議 案 第 2 3 号	木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	60
議 案 第 2 4 号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表	62

新旧対照表

○議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第1条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他こ	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他こ

れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略	れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略
---	--

新旧対照表

○議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 （卸売業務の許可） 第6条の2 略 2 市長は、前項の許可をすることにより卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき、又は同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 （1） 略 （2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。 （3）～（6） 略 （許可基準） 第22条 市長は、前条第1項に規定する業務（以下「附属営業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 （1）～（3） 略 （4） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。 （5）・（6） 略	木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 （卸売業務の許可） 第6条の2 略 2 市長は、前項の許可をすることにより卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき、又は同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 （1） 略 （2） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。 （3）～（6） 略 （許可基準） 第22条 市長は、前条第1項に規定する業務（以下「附属営業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 （1）～（3） 略 （4） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。 （5）・（6） 略

新旧対照表

○議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第3条関係）

新	旧
木更津市環境保全条例 平成12年12月20日 条例第44号 （罰則） 第60条 第41条第1項、第45条第1項、第2項若しくは第4項又は第49条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	木更津市環境保全条例 平成12年12月20日 条例第44号 （罰則） 第60条 第41条第1項、第45条第1項、第2項若しくは第4項又は第49条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

新旧対照表

○議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第4条関係）

新	旧
木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 平成22年3月20日 条例第1号 （罰則） 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 平成22年3月20日 条例第1号 （罰則） 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略

新旧対照表

○議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第5条関係）

新	旧
木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和4年12月15日 条例第26号 附 則 （木更津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に外部提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略 5 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得た旧実施機関が施行前に保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 略	木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例 令和4年12月15日 条例第26号 附 則 （木更津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に外部提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略 5 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得た旧実施機関が施行前に保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 略

新旧対照表

○議案第 17 号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年 9 月28日 条例第28号						昭和34年 9 月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市財産 利活用推進委 員会	略	略	略	略	略	木更津市財産 利活用推進委 員会	略	略	略	略	略
						木更津飛行場 周辺まちづく り実施計画策 定検討委員会	木更津飛行場周 辺まちづくり実 施計画の策定に ついて調査審議 し、必要な事項 を市長に答申し 、又は建議する こと。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験 者 2 関係団体 を代表す る者 3 市の職員 4 公募	10 人以内	1 年以内
						略					
						木更津市民交 流プラザ整備 事業者選定委 員会	略	略	略	略	略
						木更津市介護 保険事業計画 施設等整備事 業者選定委員 会	介護保険事業計 画における施設 等の整備に係る 事業者を選定す るため審議する こと。	委員長 副委員長 委員	1 学識経 験者 2 市の職 員	7 人以内	1 年以内
木更津市自転	木更津市自転車	委員長	1 学識経	20 人以内	2 年						

車活用推進委員会	活用推進計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	副委員長	験者 2 公共交通事業者を代表する者 3 関係団体を代表する者 4 公募 5 関係行政機関の職員 6 市の職員		
木更津市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 30 条第 2 項の規定に基づき、本市が設置する学校におけるいじめによる重大事態に係る調査の結果について調査、審議すること。	委員長 副委員長	1 学識経験者 2 その他いじめの防止等のための対策を推進するため必要と認められる者	5 人以内	2 年
木更津市宿泊税検討委員会	宿泊税について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 その他宿泊税に関する検	8 人以内	2 年以内

			<u>討のため</u> <u>必要と認</u> <u>められる</u> <u>者</u>			
--	--	--	---	--	--	--

新旧対照表

○議案第18号 木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市行政組織条例 昭和46年6月28日 条例第28号 (部の設置) 第2条 本市に次の<u>部</u>を置く。 <u>総務部</u> 企画部 財務部 資産管理部 <u>市民協働部</u> <u>健康づくり部</u> <u>こども未来部</u> 福祉部 環境部 経済部 都市整備部 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる<u>部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>総務部</u> ア <u>秘書に関する事項</u> イ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 ウ 市議会に関する事項	木更津市行政組織条例 昭和46年6月28日 条例第28号 (部等の設置) 第2条 本市に次の<u>部等</u>を置く。 <u>市長公室</u> <u>総務部</u> 企画部 財務部 資産管理部 <u>市民部</u> <u>健康こども部</u> 福祉部 環境部 経済部 都市整備部 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる<u>部等</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>市長公室</u> ア <u>秘書に関する事項</u> イ <u>広報に関する事項</u> ウ <u>行政改革の推進に関する事項</u> エ <u>行政組織及び職員定数に関する事項</u> オ <u>情報システムに関する事項</u> (2) <u>総務部</u> ア 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 イ 市議会に関する事項

- エ 文書及び法規に関する事項
- オ 防災に関する事項
- カ 契約及び工事検査に関する事項
- キ 総合教育会議に関する事項
- ク 行政改革の推進に関する事項
- ケ 行政組織及び職員定数に関する事項
- コ 情報システムに関する事項
- サ 情報化に関する事項
- (2) 企画部
 - ア 市政の総合的な計画及び調整に関する事項
 - イ 姉妹都市、友好都市等に関する事項
 - ウ 公共交通に関する事項
 - エ 統計に関する事項
 - オ 中心市街地に関する事項
 - カ 広報に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 市民協働部
 - ア 戸籍及び住民記録に関する事項
 - イ 市民相談に関する事項
- ウ 交通安全及び防犯に関する事項
- エ 市民協働の推進に関する事項
- オ 消費生活に関する事項
- カ 男女共同参画に関する事項
- キ 国際交流に関する事項（姉妹都市、友好都市等に関するものを除く。）
- ク 人権に関する事項
- (6) 健康づくり部
 - ア 国民健康保険に関する事項
 - イ 国民年金に関する事項
 - ウ 保健衛生に関する事項
 - エ スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）
- (7) こども未来部

- ウ 文書及び法規に関する事項
- エ 防災に関する事項
- オ 契約及び工事検査に関する事項
- カ 総合教育会議に関する事項
- (3) 企画部
 - ア 市政の総合的な計画及び調整に関する事項
 - イ 姉妹都市、友好都市等に関する事項
 - ウ 公共交通に関する事項
 - エ 統計に関する事項
 - オ 中心市街地に関する事項
 - カ 情報化に関する事項
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 市民部
 - ア 戸籍及び住民記録に関する事項
 - イ 市民相談に関する事項
 - ウ 国民健康保険に関する事項
 - エ 国民年金に関する事項
 - オ 交通安全及び防犯に関する事項
 - カ 市民協働の推進に関する事項
 - キ 消費生活に関する事項
 - ク 男女共同参画に関する事項
 - ケ 国際交流に関する事項（姉妹都市、友好都市等に関するものを除く。）
 - コ 人権に関する事項
- (7) 健康こども部

ア 子育て支援に関する事項 (8)～(11) 略	ア 子育て支援に関する事項 <u>イ 保健衛生に関する事項</u> <u>ウ スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）</u> (8)～(11) 略
--	--

新旧対照表

○議案第19号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第2（第2条）			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号 別表第2（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	略	略	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	略	略
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	宅地造成工事中間検査申請手数料	申請1件につき、許可（変更許可を受けたものにあつては最終の変更許可）を受けたときの切土又は盛土をする土地の面積が (1) 3,000平方メートル以内のもの 3,500円 (2) 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,000円 (3) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 11,000円 (4) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料	許可申請1件につき、切土又は盛土をする土地の面積が (1) 500平方メートル以内のもの 14,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 25,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 37,000円 (4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 55,000円 (5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

		<u>以内のもの 20,000円</u> <u>(5) 70,000平方メートルを</u> <u>超え100,000平方メートル</u> <u>以内のもの 35,000円</u> <u>(6) 100,000平方メートル</u> <u>を超えるもの 50,000円</u>			<u>以内のもの 77,000円</u> <u>(6) 10,000平方メートルを</u> <u>超え20,000平方メートル</u> <u>以内のもの 124,000円</u> <u>(7) 20,000平方メートルを</u> <u>超え40,000平方メートル</u> <u>以内のもの 194,000円</u> <u>(8) 40,000平方メートルを</u> <u>超え70,000平方メートル</u> <u>以内のもの 279,000円</u> <u>(9) 70,000平方メートルを</u> <u>超え100,000平方メートル</u> <u>以内のもの 373,000円</u> <u>(10) 100,000平方メートル</u> <u>を超えるもの 463,000円</u>
<u>宅地造成等規制法の</u> <u>一部を改正する法律</u> <u>(令和4年法律第55</u> <u>号) 附則第2条第2項</u> <u>の規定によりなお従</u> <u>前の例によることと</u> <u>される同法による改</u> <u>正前の宅地造成等規</u> <u>制法(昭和36年法律</u> <u>第191号) 第12条第1</u> <u>項の規定による宅地</u> <u>造成に関する工事の</u> <u>計画の変更許可の申</u> <u>請に対する審査</u>	<u>宅地造成工事計画変</u> <u>更許可申請手数料</u>	<u>許可申請1件につき、次に掲</u> <u>げる額を合算した額(その</u> <u>額が463,000円を超えるとき</u> <u>は、463,000円)</u> <u>(1) 略</u> <u>(2) 切土又は盛土をする新</u> <u>たな土地に係る宅地造成</u> <u>に関する工事の設計の変</u> <u>更については、当該切土</u> <u>又は盛土をする新たな土</u> <u>地の面積が</u> <u>ア 500平方メートル以内</u> <u>のもの 14,000円</u> <u>イ 500平方メートルを超</u> <u>え1,000平方メートル以</u> <u>内のもの 25,000円</u> <u>ウ 1,000平方メートルを</u> <u>超え2,000平方メートル</u>	<u>旧法第12条第1項の規</u> <u>定による宅地造成に</u> <u>関する工事の計画の</u> <u>変更許可の申請に対</u> <u>する審査</u>	<u>宅地造成工事計画変</u> <u>更許可申請手数料</u>	<u>許可申請1件につき、次に掲</u> <u>げる額を合算した額(その</u> <u>額が463,000円を超えるとき</u> <u>は、463,000円)</u> <u>(1) 略</u> <u>(2) 切土又は盛土をする新</u> <u>たな土地に係る宅地造成</u> <u>に関する工事の設計の変</u> <u>更については、当該切土</u> <u>又は盛土をする新たな土</u> <u>地の面積に応じ、宅地造</u> <u>成工事許可申請手数料の</u> <u>目に定める額</u>

		以内のもの 37,000円 エ 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの 55,000円 オ 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの 77,000 円 カ 10,000平方メートル を超え20,000平方メー トル以内のもの 124,0 00円 キ 20,000平方メートル を超え40,000平方メー トル以内のもの 194,0 00円 ク 40,000平方メートル を超え70,000平方メー トル以内のもの 279,0 00円 ケ 70,000平方メートル を超え100,000平方メー トル以内のもの 373,0 00円 コ 100,000平方メートル を超えるもの 463,000 円 (3) 略
略		

別表第3（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6	建築物に関する確認申請手数料	(1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

		(3) 略
略		

別表第3（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6	建築物に関する確認申請手数料	(1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

条第1項に規定する建築物に関する確認申請に対する審査	ア 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 確認申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>300平方メートル</u>以内のもの <u>43,000円</u> (オ) <u>300平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>71,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>280,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>410,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>800,000円</u> イ 略	条第1項に規定する建築物に関する確認申請に対する審査	ア 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 確認申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 30平方メートル以内のもの <u>5,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以内のもの <u>19,000円</u> (オ) <u>500平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>48,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>140,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>240,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>460,000円</u> イ 略
-----------------------------------	---	-----------------------------------	---

		(2) 略 (3) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 確認申請1件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について(1)により算定した額</u> (4) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為による場合 確認申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄の(3)に掲げる区分に応じた額を加算した額</u>			(2) 略 (3) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 確認申請1件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について(1)により算定した額</u>
建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	(1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） ア 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 計画通知1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u>	建築基準法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	(1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） ア 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 計画通知1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が (ア) 30平方メートル以内のもの <u>5,000円</u>

		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>300平方メートル</u>以内のもの <u>43,000円</u> (オ) <u>300平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>71,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>280,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>410,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>800,000円</u> イ 略 (2) 略 (3) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 計画通知1件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面</u>			(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以内のもの <u>19,000円</u> (オ) <u>500平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>48,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>140,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>240,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>460,000円</u> イ 略 (2) 略 (3) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 計画通知1件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面</u>
--	--	---	--	--	---

		積)について(1)により算定した額 (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為による場合 確認申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄の(3)に掲げる区分に応じた額を加算した額			積)について(1)により算定した額
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	(1) 建築設備を設置する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>22,000円</u> イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>10,000円</u> イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>6,000円</u>	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	(1) 建築設備を設置する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>9,000円</u> イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>4,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>5,000円</u> イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>3,000円</u>
建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する	建築物に関する計画通知手数料	(1) 建築設備を設置する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>22,000円</u>	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する	建築物に関する計画通知手数料	(1) 建築設備を設置する場合 ((2)に掲げる場合を除く。) ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>9,000円</u>

る審査		円 イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>10,000円</u> 円 イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>6,000円</u>
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 工作物1基につき <u>20,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>8,000円</u>
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する審査	工作物に関する計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 工作物1基につき <u>20,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>8,000円</u>
建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）	建築物に関する完了検査申請手数料	(1) 建築物を建築した場合（(2)に掲げる場合を除く。） ア 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 完了検査申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

る審査		円 イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>4,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>5,000円</u> 円 イ 小荷物専用昇降機1基につき <u>3,000円</u>
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 工作物1基につき <u>8,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>4,000円</u>
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項に規定する計画通知に対する審査	工作物に関する計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 工作物1基につき <u>8,000円</u> (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>4,000円</u>
建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）	建築物に関する完了検査申請手数料	(1) 建築物を建築した場合（(2)に掲げる場合を除く。） ア 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 完了検査申請1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

		(ア) 30平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>28,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>38,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>300平方メートル</u>以内のもの <u>53,000円</u> (オ) <u>300平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>86,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>110,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>170,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>270,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>550,000円</u> イ 略 (2) 略			(ア) 30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> (エ) 200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以内のもの <u>22,000円</u> (オ) <u>500平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>36,000円</u> (カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>50,000円</u> (キ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>120,000円</u> (ク) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>190,000円</u> (ケ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>380,000円</u> イ 略 (2) 略
建築基準法第18条第20項に規定する完了通知に対する検査（同法第7条の3第1項の特	建築物に関する完了通知手数料	(1) 建築物を建築した場合（(2)に掲げる場合を除く。） ア 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機	建築基準法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査（同法第7条の3第1項の特	建築物に関する完了通知手数料	(1) 建築物を建築した場合（(2)に掲げる場合を除く。） ア 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機

定工程に係る建築物を除く。)	に係る部分を含まない場合 完了通知1件につき、当該 建築に係る部分の床面積の 合計が (ア) 30平方メートル以 内のもの <u>22,000円</u> (イ) 30平方メートルを 超え100平方メートル以内 のもの <u>28,000円</u> (ウ) 100平方メートルを 超え200平方メートル以内 のもの <u>38,000円</u> (エ) 200平方メートルを 超え300平方メートル以内 のもの <u>53,000円</u> (オ) 300平方メートルを 超え1,000平方メートル以 内のもの <u>86,000円</u> (カ) 1,000平方メートル を超え2,000平方メートル 以内のもの <u>110,000円</u> (キ) 2,000平方メートル を超え10,000平方メート ル以内のもの <u>170,000円</u> (ク) 10,000平方メート ルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>270,000 円</u> (ケ) 50,000平方メート ルを超えるもの <u>550,000 円</u> イ 確認申請に係る計画に建 築基準法第87条の4の昇降機 に係る部分を含む場合 完	定工程に係る建築物を除く。)	に係る部分を含まない場合 完了通知1件につき、当該 建築に係る部分の床面積の 合計が (ア) 30平方メートル以 内のもの <u>10,000円</u> (イ) 30平方メートルを 超え100平方メートル以内 のもの <u>12,000円</u> (ウ) 100平方メートルを 超え200平方メートル以内 のもの <u>16,000円</u> (エ) 200平方メートルを 超え500平方メートル以内 のもの <u>22,000円</u> (オ) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル以 内のもの <u>36,000円</u> (カ) 1,000平方メートル を超え2,000平方メートル 以内のもの <u>50,000円</u> (キ) 2,000平方メートル を超え10,000平方メート ル以内のもの <u>120,000円</u> (ク) 10,000平方メート ルを超え50,000平方メー トル以内のもの <u>190,000 円</u> (ケ) 50,000平方メート ルを超えるもの <u>380,000 円</u> イ 確認申請に係る計画に建 築基準法第87条の4の昇降機 に係る部分を含む場合 完
-----------------------	--	-----------------------	---

		了通知1件につき、アに規定する額に、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項に規定する完了通知に対する検査の項に規定する額を加算した額			了通知1件につき、アに規定する額に、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査の項に規定する額を加算した額
		(2) 略			(2) 略
建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	中間検査を受けた建築物の完了検査を行う場合、中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定めるときは	建築基準法第7条第1項に規定する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）	中間検査を受けた建築物の完了検査を行う場合、中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定めるときは	中間検査を受けた建築物の完了検査を行う場合、中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定めるときは
		(1) 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 完了検査申請1件につき、当該建築物に係る部分の床面積の合計が ア 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>35,000円</u> エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>50,000円</u> オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>83,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u>			(1) 確認申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含まない場合 完了検査申請1件につき、当該建築物に係る部分の床面積の合計が ア 30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>35,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u>

		キ 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの <u>160,000円</u> ク 10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以内 のもの <u>260,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超 えるもの <u>540,000円</u> (2) 略			キ 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの <u>110,000円</u> ク 10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以内 のもの <u>180,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超 えるもの <u>370,000円</u> (2) 略
建築基準法第18条第2 0項に規定する完了通 知に対する検査（同 法第7条の3第1項の特 定工程に係る建築物 に限る。）	中間検査を受け た建築物に關す る完了通知手続	中間検査を受けた建築物の完了 検査を行う場合 中間検査にお いて検査した事項の検査に要す る費用を減額して定めるときは (1) 確認申請に係る計画に建築 基準法第87条の4の昇降機に係 る部分を含まない場合 完了 通知1件につき、当該建築に係 る部分の床面積の合計が ア 30平方メートル以内のも の <u>19,000円</u> イ 30平方メートルを超え100 平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> ウ 100平方メートルを超え20 0平方メートル以内のもの <u>35,000円</u> エ 200平方メートルを超え30 0平方メートル以内のもの <u>50,000円</u> オ <u>300平方メートル</u> を超え1, 000平方メートル以内のもの <u>83,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え	建築基準法第18条第1 6項に規定する完了通 知に対する検査（同 法第7条の3第1項の特 定工程に係る建築物 に限る。）	中間検査を受け た建築物に關す る完了通知手続	中間検査を受けた建築物の完了 検査を行う場合 中間検査にお いて検査した事項の検査に要す る費用を減額して定めるときは (1) 確認申請に係る計画に建築 基準法第87条の4の昇降機に係 る部分を含まない場合 完了 通知1件につき、当該建築に係 る部分の床面積の合計が ア 30平方メートル以内のも の <u>9,000円</u> イ 30平方メートルを超え100 平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>1,000円</u> ウ 100平方メートルを超え20 0平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> エ 200平方メートルを超え50 0平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> オ <u>500平方メートル</u> を超え1, 000平方メートル以内のもの <u>35,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え

		2,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> キ 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの <u>160,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの <u>260,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超えるもの <u>540,000円</u> (2) 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 完了通知1件につき、(1)に規定する額に、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項に規定する完了通知に対する検査の項に規定する額を加算した額			2,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u> キ 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの <u>110,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの <u>180,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超えるもの <u>370,000円</u> (2) 計画通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む場合 完了通知1件につき、(1)に規定する額に、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査の項に規定する額を加算した額
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査	建築設備に関する完了検査申請手数料	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>36,000円</u> (2) 小荷物専用昇降機1基につき <u>20,000円</u>	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査	建築設備に関する完了検査申請手数料	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>13,000円</u> (2) 小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u>
建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項に規定する完了通知に対する検査	建築設備に関する完了通知手数料	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>36,000円</u> (2) 小荷物専用昇降機1基につき <u>20,000円</u>	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査	建築設備に関する完了通知手数料	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき <u>13,000円</u> (2) 小荷物専用昇降機1基につき <u>8,000円</u>
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査	工作物に関する完了検査申請手数料	工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>22,000円</u>	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査	工作物に関する完了検査申請手数料	工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>9,000円</u>

建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項に規定する完了通知に対する検査	工作物に関する完了通知手数料	工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>22,000円</u>	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項に規定する完了通知に対する検査	工作物に関する完了通知手数料	工作物を築造する場合 工作物1基につき <u>9,000円</u>
建築基準法第7条の3第1項に規定する中間検査	建築物に関する中間検査申請手数料	建築物の中間検査申請1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が (1) 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>40,000円</u> (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>57,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>77,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>150,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>260,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>540,000円</u>	建築基準法第7条の3第1項に規定する中間検査	建築物に関する中間検査申請手数料	建築物の中間検査申請1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が (1) 30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>45,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>160,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>330,000円</u>

建築基準法第18条第2項に規定する特定工程終了の通知に対する検査	建築物に関する特定工程終了通知手数料	特定工程終了通知1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が (1) 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>40,000円</u> (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>57,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>77,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>150,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>260,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>540,000円</u>	建築基準法第18条第1項に規定する特定工程終了の通知に対する検査	建築物に関する特定工程終了通知手数料	特定工程終了通知1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が (1) 30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>45,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>160,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>330,000円</u>
建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号又は第18条第38項第1号及び第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項に	略	略	建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号又は第18条第24項第1号及び第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項に	略	略

において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査			において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		
略			略		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア～エ 略 (2) (1)以外の場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア～エ 略 (2) (1)以外の場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 18,000円 (イ) (ア)以外のもの 36,000円

a 200平方メートル未満のもの 17,000円
b 200平方メートル以上のもの 18,000円
(イ) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有するもの
a 200平方メートル未満のもの 24,000円
b 200平方メートル以上のもの 27,000円
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの
a 200平方メートル未満のもの 33,000円
b 200平方メートル以上のもの 36,000円
 イ 共同住宅等
 (ア) 略
(イ) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有するもの

イ 共同住宅等
 (ア) 略
(イ) (ア) 以外のもの
床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額
a 300平方メートル未満のもの 65,000円
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円
c 2,000平方メートル以

			a <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>48,000円</u> b <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>81,000円</u> c <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>142,000円</u> d <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>206,000円</u> (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 a <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>65,000円</u> b <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>109,000円</u> c <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>185,000円</u> d <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>265,000円</u> ウ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 略 (イ) (ア) 以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 a～e 略 f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル		<u>上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>185,000円</u> d <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>265,000円</u> ウ 非住宅建築物 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 (ア) 略 (イ) (ア) 以外のもの 床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 a～e 略 f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル
--	--	--	---	--	---

		未満のもの <u>720,000円</u> g 略 エ 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） ア 工場等（非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。） 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が <u>(ア) 300平方メートル未</u> <u>満のもの 22,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以</u> <u>上1,000平方メートル未満</u> <u>のもの 29,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル</u> <u>以上2,000平方メートル未</u> <u>満のもの 41,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル</u>

		未満のもの <u>721,000円</u> g 略 エ 略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） ア 工場等（非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。） 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が <u>(ア) 300平方メートル以</u> <u>上1,000平方メートル未満</u> <u>のもの 29,000円</u> <u>(イ) 1,000平方メートル</u> <u>以上2,000平方メートル未</u> <u>満のもの 41,000円</u> <u>(ウ) 2,000平方メートル</u> <u>以上5,000平方メートル未</u> <u>満のもの 96,000円</u>

以上5,000平方メートル未
満のもの 96,000円

(オ) 5,000平方メートル

以上10,000平方メートル
未満のもの 142,000円

(カ) 10,000平方メート

ル以上25,000平方メート
ル未満のもの 176,000円

(キ) 25,000平方メート

ル以上のもの 217,000円

イ ア以外の場合 建築物エ
ネルギー消費性能確保計画1
件につき、当該建築に係る
部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未
満のもの 215,000円

(イ) 300平方メートル以
上1,000平方メートル未満
のもの 269,000円

(ウ) 1,000平方メートル
以上2,000平方メートル未
満のもの 347,000円

(エ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未
満のもの 495,000円

(オ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メートル
未満のもの 610,000円

(カ) 10,000平方メート
ル以上25,000平方メート
ル未満のもの 720,000円

(キ) 25,000平方メート
ル以上のもの 822,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メートル
未満のもの 142,000円

(オ) 10,000平方メート

ル以上25,000平方メート
ル未満のもの 176,000円

(カ) 25,000平方メート

ル以上のもの 217,000円

イ ア以外の場合 建築物エ
ネルギー消費性能確保計画1
件につき、当該建築に係る
部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以
上1,000平方メートル未満
のもの 269,000円

(イ) 1,000平方メートル
以上2,000平方メートル未
満のもの 347,000円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未
満のもの 495,000円

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メートル
未満のもの 610,000円

(オ) 10,000平方メート
ル以上25,000平方メート
ル未満のもの 720,000円

(カ) 25,000平方メート
ル以上のもの 822,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能

基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物

ア 工場等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満のもの 18,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 90,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満のもの 82,000円

基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物

ア 工場等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 90,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満

- (ア) 300平方メートル未満のもの 31,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 54,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 97,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上のもの 147,000円

(4) 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有する建築物

ア 一戸建ての住宅 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

- (ア) 200平方メートル未満のもの 24,000円
- (イ) 200平方メートル以上のもの 27,000円

イ 共同住宅等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

- (ア) 300平方メートル未満のもの 48,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

	<u>のもの 81,000円</u> <u>(ウ) 2,000平方メートル</u> <u>以上5,000平方メートル未</u> <u>満のもの 141,000円</u> <u>(エ) 5,000平方メートル</u> <u>以上のもの 206,000円</u>
(5)	<u>(3)及び(4)に掲げる基準以</u> <u>外に適合する住宅部分を有す</u> <u>る建築物</u> <u>ア 一戸建ての住宅 建築物</u> <u>エネルギー消費性能確保計</u> <u>画1件につき、当該建築に係</u> <u>る部分の床面積の合計が</u> <u>(ア) 200平方メートル未</u> <u>満のもの 33,000円</u> <u>(イ) 200平方メートル以</u> <u>上のもの 36,000円</u> <u>イ 共同住宅等 建築物エネ</u> <u>ルギー消費性能確保計画1件</u> <u>につき、当該建築に係る部</u> <u>分の床面積の合計が</u> <u>(ア) 300平方メートル未</u> <u>満のもの 65,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以</u> <u>上2,000平方メートル未満</u> <u>のもの 109,000円</u> <u>(ウ) 2,000平方メートル</u> <u>以上5,000平方メートル未</u> <u>満のもの 185,000円</u> <u>(エ) 5,000平方メートル</u> <u>以上のもの 265,000円</u>
(6)	<u>複合建築物 非住宅部分に</u> <u>ついて(1)又は(2)により算定</u> <u>した額に、住宅部分について</u>

		(3)、(4)又は(5)により算定した額を加えた額			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。） ア 略 イ 外皮性能を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を同号イ(1)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。） ア 略 イ ア以外の場合 （ア）登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場

又はロ(1)に掲げる基準に適合する住宅部分を有する建築物

(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合

合 認定申請1件につき

a 一戸建ての住宅 5,000円

b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が

(a) 300平方メートル未満のもの 9,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

(d) 5,000平方メートル以上のもの 76,000円

(イ) (ア) 以外のものである場合 認定申請1件につき

合 認定申請1件につき

a 一戸建ての住宅 5,000円

b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が

(a) 300平方メートル未満のもの 9,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

(d) 5,000平方メートル以上のもの 76,000円

(イ) (ア) 以外のものである場合 認定申請1件につき

a 一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が

(a) 200平方メートル未満のもの 33,000円

(b) 200平方メートル以上のもの 36,000円

a 一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が
(a) 200平方メートル未満のもの 24,000円
(b) 200平方メートル以上のもの 27,000円
b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
(a) 300平方メートル未満のもの 48,000円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 142,000円
(d) 5,000平方メートル以上のもの 206,000円
ウ ア及びイ以外の場合
(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関によ

円
b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
(a) 300平方メートル未満のもの 65,000円
(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 109,000円
(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 185,000円
(d) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円

り当該基準に適合している
と認められたものである場
合 認定申請1件につき
a 一戸建ての住宅 5,00
0円
b 共同住宅等 当該申請
に係る建築物の床面積の
合計（共用部分を計算の
対象としない評価方法に
よる認定申請について
は、共用部分の面積を除
いた面積）が
(a) 300平方メートル
未満のもの 9,000円
(b) 300平方メートル
以上2,000平方メート
ル未満のもの 19,00
0円
(c) 2,000平方メート
ル以上5,000平方メー
トル未満のもの 43,0
00円
(d) 5,000平方メート
ル以上のもの 76,00
0円
(イ) (ア) 以外のもの
である場合 認定申請1件
につき
a 一戸建ての住宅 当該
申請に係る建築物の床面
積の合計が
(a) 200平方メートル
未満のもの 33,000
円

			(b) <u>200平方メートル</u> <u>以上のもの</u> <u>36,000</u> <u>円</u> b <u>共同住宅等</u> <u>当該申請</u> <u>に係る建築物の床面積の</u> <u>合計（共用部分を計算の</u> <u>対象としない評価方法に</u> <u>よる認定申請について</u> <u>は、共用部分の面積を除</u> <u>いた面積）が</u> (a) <u>300平方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>65,000</u> <u>円</u> (b) <u>300平方メートル</u> <u>以上2,000平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>109,0</u> <u>00円</u> (c) <u>2,000平方メート</u> <u>ル以上5,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>185,</u> <u>000円</u> (d) <u>5,000平方メート</u> <u>ル以上のもの</u> <u>265,0</u> <u>00円</u> (3) 略 (4) 建築物エネルギー消費性能 向上計画に、建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関す る法律第29条第3項各号に掲げ る事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能 向上計画に係る申請建築物及 び他の建築物について、一の 建築物ごとに(1)から(3)まで		
			(3) 略 (4) 建築物エネルギー消費性能 向上計画に、建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関す る法律第34条第3項各号に掲げ る事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能 向上計画に係る申請建築物及 び他の建築物について、一の 建築物ごとに(1)から(3)まで		

		により算定した額を合計した額			により算定した額を合計した額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額 イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額 イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	

		ギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額 (2) (1)以外の場合 変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額			ギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額 (2) (1)以外の場合 変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		建築物のエネルギー消費性能に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 非住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の非住宅部分を有する建築物をいう。） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するもの （ア） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が a 300平方メートル未満のもの 9,000円

							b	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	16,000円
							c	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	26,000円
							d	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	76,000円
							e	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	120,000円
							f	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	152,000円
							g	25,000平方メートル以 上のもの	189,000円
							(イ)	(ア)以外の場合	
								認定申請1件につき当該 申請に係る建築物の床面積 の合計が	
							a	300平方メートル未満 のもの	215,000円
							b	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	269,000円
							c	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	347,000円
							d	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	495,000円
							e	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル	

							未満のもの 610,000円
						f	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円
						g	25,000平方メートル以上のもの 822,000円
						イ	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの
						(ア)	登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき当該申請に係る建築物の床面積の合計が
						a	300平方メートル未満のもの 9,000円
						b	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
						c	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
						d	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
						e	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
						f	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円

							<u>上1,000平方メートル未満のもの 16,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</u> <u>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円</u> <u>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円</u> <u>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 189,000円</u> (2) <u>住宅部分を有する建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号の住宅部分を有する建築物をいう。）</u> <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの</u> <u>(ア) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき</u> a <u>一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の</u>
--	--	--	--	--	--	--	--

						住宅をいう。以下この項において同じ。) 5,000円
					b	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が
					(a)	300平方メートル未満のもの 9,000円
					(b)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
					(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円
					(d)	5,000平方メートル以上のもの 76,000円
					(イ) (ア) 以外の場合	認定申請1件につき
					a	一戸建ての住宅 当該申請に係る建築物の床面積の合計が
					(a)	200平方メートル未満のもの 33,000円

[illegible]

[illegible]

						(b) 200平方メートル 以上のもの 18,000 円
						b 共同住宅等 当該申請 に係る建築物の床面積の 合計（共用部分を計算の 対象としない評価方法に よる認定申請について は、共用部分の面積を除 いた面積）が
						(a) 300平方メートル 未満のもの 31,000 円
						(b) 300平方メートル 以上2,000平方メート ル未満のもの 54,00 0円
						(c) 2,000平方メート ル以上5,000平方メー トル未満のもの 97,0 00円
						(d) 5,000平方メート ル以上のもの 147,0 00円
						ウ 建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第1条 第1項第2号ただし書の場合 によるもの
						(ア) 一戸建ての住宅 認定申請1件につき 5,00 0円
						(イ) 共同住宅等 認定 申請1件につき当該申請に 係る建築物の床面積の合計

			(共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積) が a 300平方メートル未満のもの 9,000円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円 d 5,000平方メートル以上のもの 76,000円 (3) 複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第3号の複合建築物をいう。) 非住宅部分について(1)により算定した額に、住宅部分について(2)により算定した額を加えた額
略	略	略	略
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準			
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準			

法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。	法第18条第2項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。
--	--

新旧対照表

○議案第20号 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第2項に規定する勤務</u>（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜におけ	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第8条第2項に規定する勤務</u>（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職

る」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略	員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略
--	--

新旧対照表

○議案第21号 木更津市税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 目次 第1章 総則 第1節 通則（第1条—第6条） 第2節 賦課徴収（第7条—第22条） 第2章 普通税 第1節 市民税（第23条—第53条の12） 第2節 固定資産税（第54条—第79条） 第3節 軽自動車税（第80条—<u>第91条の2</u>） 第4節 市たばこ税（第92条—第102条） 第5節 鉦産税（第103条—第130条） 第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7） 第3章 目的税 第1節 都市計画税（第141条—第145条） 第2節 入湯税（第146条—第154条） 附則 （徴収猶予の申請手続等） 第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（6） 略 （7） 申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。） 2～7 略 （種別割の課税免除） 第81条の9 <u>次に掲げる</u>軽自動車等に対しては、種別割を課さない。	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 目次 第1章 総則 第1節 通則（第1条—第6条） 第2節 賦課徴収（第7条—第22条） 第2章 普通税 第1節 市民税（第23条—第53条の12） 第2節 固定資産税（第54条—第79条） 第3節 軽自動車税（第80条—<u>第91条</u>） 第4節 市たばこ税（第92条—第102条） 第5節 鉦産税（第103条—第130条） 第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7） 第3章 目的税 第1節 都市計画税（第141条—第145条） 第2節 入湯税（第146条—第154条） 附則 （徴収猶予の申請手続等） 第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（6） 略 （7） 申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。） 2～7 略 （種別割の課税免除） 第81条の9 <u>商品であつて使用しない</u>軽自動車等に対しては、種別割を課さ

- (1) 商品であつて使用しない軽自動車等
- (2) 商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車であつて、第91条の2第1項に規定する試乗用標識を表示して使用するもの
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)
- 第91条 略
- (原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗用標識の交付等)
- 第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行う者は、商品である原動機付自転車又は小型特殊自動車の試乗又は回送をする場合においては、市長に対し、原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行うことを証する書類を添えて申請書を提出し、その車体に取り付けるべき標識（以下「試乗用標識」という。）の交付を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により試乗用標識を交付する場合においては、その試乗用標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 3 試乗用標識のひな型及び前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。
- 4 第1項の規定により試乗用標識の交付を受けた者は、市長の指示に従い、これを試乗又は回送をする原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。
- 5 試乗用標識は、市内に事業所を有する者で、原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行うものに対し、1者につき2枚までを交付する。
- 6 試乗用標識の有効期間は、試乗用標識の交付の日からその交付の日の属する年度の末日までとする。
- 7 試乗用標識は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
- (1) 毀損し、若しくは亡失し、又は磨滅したとき。
- (2) 前項の有効期間が満了したとき。
- (3) 試乗用標識の交付を受けた者が市内に事業所を有しなくなつたとき。
- (4) 試乗用標識の交付を受けた者が原動機付自転車又は小型特殊自動車の製造又は販売を行う者でなくなつたとき。
- (5) 第9項の規定に反したとき。
- 8 試乗用標識及び第2項の証明書の交付を受けた者は、前項各号に該当す

ない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

ることとなつたとき又はその試乗用標識を使用しないこととなつたときは、市長に対し、申出書を提出するとともに、当該試乗用標識及び証明書を直ちに返納しなければならない。この場合において、当該返納の理由が前項第1号に該当するもので、かつ、その原因がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、1枚につき500円を納めなければならない。

9 試乗用標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

新旧対照表

○議案第22号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

新旧対照表

○議案第23号 木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 平成27年3月21日 条例第4号 (基本方針等) 第3条 センターは、<u>次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> 2 センターは、木更津市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員及びその員数に関する基準) 第4条 <u>一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満である場合に置くべき常勤職員（専らその職務に従事する常勤の職員をいう。以下同じ。）の員数は、原則として次のとおりとする。この場合において、協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤職員の員数について常勤換算方法を用いることができる。</u> (1) 保健師その他これに<u>準ずる者</u> 1人 (2) 社会福祉士その他これに<u>準ずる者</u> 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに<u>準ずる者</u> 1人 2 <u>一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき常勤職員の員数は、前項各号に定める員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人におおむね1人から2,000人まで増加するごとに、同項各号に掲げる者のうちから1人を増員した員数とする。</u> 3 前2項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資する	木更津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 平成27年3月21日 条例第4号 (基本方針等) 第3条 センターは、<u>センターの職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> 2 センターは、木更津市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員及びその員数に関する基準) 第4条 <u>センターに置くべき職員及びその員数は、別表の左欄に掲げる一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、原則としてそれぞれ同表の右欄に定める専門職員及びその員数とする。この場合において、専門職員とは、次に掲げる職員をいう。</u> (1) 保健師その他これに<u>準ずる者</u> (2) 社会福祉士その他これに<u>準ずる者</u> (3) 主任介護支援専門員その他これに<u>準ずる者</u>

と認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、前2項の規定を適用した場合における常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該複数のセンターがそれぞれ前2項に定める常勤職員の員数を満たすものとする。この場合において、当該複数のセンターにそれぞれ置くべき常勤職員の員数は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上とする。

4 第1項後段の規定は、前2項の常勤職員の員数について準用する。

5 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には、当該センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第4条第5項）

第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（そのうち1人は、 <u>常勤職員</u> とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	常勤職員である第4条第1項第1号に掲げる者1人及び常勤職員である同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

別表（第4条）

第1号被保険者の数	専門職員の数
おおむね1,000人未満	第4条第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（そのうち1人は、 <u>専らその職務に従事する常勤の職員</u> とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
おおむね3,000人以上6,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者をそれぞれ1人ずつ
おおむね6,000人以上	専らその職務に従事する常勤の第4条各号に掲げる者をそれぞれ1人ずつに、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人におおむね2,000人まで加わるごとに当該各号に掲げる者のいずれか1人を加えて得た員数

新旧対照表

○議案第24号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号 (協議会) 第5条 略 2 協議会は、法第8条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、<u>第4号</u>に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。 <u>(1) 管理不全空家等の所有者等に対する勧告に関する事項</u> <u>(2) 特定空家等の認定に関する事項</u> <u>(3)～(5) 略</u> 3～5 略	木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号 (協議会) 第5条 略 2 協議会は、法第8条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、<u>第3号</u>に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。 <u>(1) 特定空家等の認定に関する事項</u> <u>(2)～(4) 略</u> 3～5 略